

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府木津川市相楽大徳50番地		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成23年8月19日					
主たる業種	ガラス容器製造業	細分類番号	211114				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	第2条第1項第1号 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	高効率生産で資源保護。全員参加の環境マネジメントシステムの構築。						
計画を推進するための体制	社長を本部長とする地球温暖化対策本部の設置。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	9,412.1 トン	11,001.2 トン	11,111.2 トン	11,222.3 トン	18.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,001.1 トン	11,001.2 トン	11,111.2 トン	11,222.3 トン	11.1 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠	年々、炉材が劣化する分を1%増として計算					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事務所、工場	事業活動に伴う排出の量 (生産t数/10)	10.02	8.32	8.40	8.48	-16.00 パーセント
	事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント	
	原単位の指標及び目標の根拠	平成22年5月より新炉となり、年間生産t数は1,3,227で計算					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		0.0 パー	0.0 パー	0.0 パー	0.0 パー		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	平成22年5月の冷修工事に多額の設備投資をした為になし。					
	(24)年度	平成22年5月の冷修工事に多額の設備投資をした為になし。					
	(25)年度	平成22年5月の冷修工事に多額の設備投資をした為になし。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	個々の通勤経路と通勤時間を考慮し面談の結果による。					
	上記の措置を採用する理由	交通の便と3交代勤務者の通勤時間帯を考慮しなければならない。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ガラス原料中のカレット比率を増加させる事により温室効果ガスを減らす。茶色生産時は10.0%を達成。白生産時は現状6.8%。						
特記事項	大阪工場を京都工場へ集約する形となり生産量が増加し、温室効果ガスも増加した。しかし当初の計画通り高効率生産を実現し原単位を大きく改善出来た。						

注1 訳当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。